

石巻市行財政改革大綱

「市民と協働の自治体経営」をめざして

平成18年2月

石巻市行財政改革大綱の策定にあたって

本市は、平成17年4月、人口17万人の新市として発足しました。

多くの市民の新市誕生の夢は、新市まちづくり計画の将来像「私たちが創り出す、笑顔と自然あふれる元気なまち」の中に表現され、新たな総合計画の中に盛り込まれようとしております。

他方、本市を取り囲む状況は、長期にわたる経済の低迷や人口の減少などにより、地方税収の減少や地方交付税の削減など非常に厳しい財政状況の中にあります。このような状況の中、新市の船出は、あくまでも「笑顔と自然あふれる元気なまち」づくりを目的としながら、これまでの行政運営の徹底的な見直しを図り、行財政改革を推進してゆかなければなりません。

そこで、厳しい財政状況に対処するために、石巻市の行財政を抜本的に変革する基本的な方向として

- (1) 公から民への施策転換
- (2) 職員定数の削減と職員の意識改革
- (3) 財政の健全化
- (4) 成果志向の行政経営
- (5) 市民志向と説明責任

など、5つの改革体系からなる「石巻市行財政改革大綱」を策定いたしました。

「石巻市行財政改革大綱」は、これまでの行政運営を根本的に見直し「きちんとできたか」という評価基準から「成果をあげたか」へと転換し、より効率的な行政運営の方法を見出し、簡素でスリムな行政組織を構築しながら、業務の効率化を図ることを目指すものであります。

なお、本大綱の策定にあたっては、平成17年11月に設置した有識者並びに市民の代表の方々からなる「石巻市行財政改革大綱策定懇談会」のご提言をいただき、その提言を尊重し、石巻市行財政改革推進本部において決定したものであります。

平成18年2月21日

石巻市長 土井 喜美夫

1 大綱策定の目的

国の三位一体改革に伴い、本格的な地方分権社会を迎え、地方自治体は自らの判断と責任で、地域の様々な政策課題に的確に対応することが必要であり、これまで以上に自主・自立的な行財政運営を行っていくために、より一層の行財政基盤の強化や効率性が求められています。

一方、本市の財政状況は、長期にわたる地域経済の低迷や人口減などにより、歳入の太宗をなす市税等が減少しているほか、国の三位一体改革により地方交付税等の削減が予想されるなど、非常に厳しい歳入環境が予想されています。一方、歳出は、人件費、公債費(*1)、扶助費(*2)等の義務的経費のほか、少子高齢化対策などの社会保障施策に要する経費は、今後ますます増大することが見込まれ、大幅な収支の不均衡が予想されます。

「石巻市行財政改革大綱」は、この厳しい財政環境を踏まえ、変化する社会経済情勢及び多種多様な市民ニーズに的確に対応するため、効率的で効果的な「市民と協働の自治体経営」の実現をめざして策定するものです。

なお、総務省では、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を定め、平成21年度までの具体的な取組を明示した集中改革プラン(*3)を策定し公表するよう求めており、本市においては、「石巻市集中改革プラン」を本大綱の実施計画として位置づけ策定し、毎年度ローリングを行い進行管理していきます。

公債費(*1)

地方債の元金や利子を返済するための経費

扶助費(*2)

生活保護、老人福祉法等に基づく各種扶助のための経費

集中改革プラン(*3)

具体的な取組を住民にわかりやすく明示するため、可能な限り目標を数値化することとされています。

2 行財政改革の目標

今後の財政環境を推察すると、回復の兆しが不透明な地域経済の動向や少子高齢化の本格化、市民の価値観・就業形態の多様化による生産年齢人口の減少と相まって、担税力そのものの減少が見込まれる厳しい歳入環境にあります。歳出においては、子育て支援策や高齢者福祉・医療対策などの社会保障施策は、ますます増加するものと見込まれ、このままでは、現在の行政サービス水準を維持することもできません。

また、市税等が減少傾向にある中で、今後とも増加が見込まれる少子高齢化対策などの社会保障施策に対応していくためには、「公設・公営」、「公設・民営」といったこれまでの手法から、「民間にできることは民間に委ねていく」ことが必要です。

このため行財政改革の方向性として、「(1) 公から民への施策転換、(2) 職員定数の削減と職員の意識改革、(3) 財政の健全化、(4) 成果志向の行政経営、(5) 顧客志向と説明責任」の5つの基本的な方向性を掲げることとします。これらの基本事項の計画的かつ確実な実行を通じ、平成27年度末までに一般職員(医療職、教育職を除く。)を600人削減し、簡素で効率的な行政組織の構築を図ります。

(1) 公から民への施策転換

市民サービスの再構築にあたっては、行政主導から協働による市民が主体となる施策への転換が必要です。

公の施設については、合併により類似施設が重複しており、施設のあり方・設置目的を再検討し、**指定管理者制度(*4)**を導入するほか、既存施設を統廃合するとともに、行政目的を達成した施設については、民間への譲渡や廃止を検討します。

具体的には、総合支所・支所と公民館及び幼保一体化などの異分野施設の統廃合、地域住民のコミュニティ施設の地元移管、さらには、

指定管理者制度(*4)

公の施設の管理について、民間事業者、NPO等を指定管理者とする制度

子育て支援策の拡充に対応するための保育事業の民営化や民間譲渡、民間と競合する赤字施設のあり方など、ゼロベースで検討します。

また、本市が抱える収支不足への対応は、既存の事務事業の取捨選択による財源の捻出では、到底対応できないことから、施設の管理運営のみならず窓口業務などの経常的な事務について、任期付職員の採用や民間人材派遣会社への委託、更には市民パートナー制度(*5)の導入・検討など、事務事業全般にわたり「公から民への施策転換」をめざします。

(仮称)市民パートナー制度(*5)

経験豊かな知識、技能等を有する市民を行政サービスの提供主体として活用する制度。

(2) 定員削減と職員の意識改革

少数精鋭による行財政運営の効率化を図ることをめざし、職員定数適正化計画を策定し、本庁と総合支所機能の見直しや、施設の統廃合、更には情報ネットワークを活用した事務の効率化などにより、スリムな行政組織への再編を図ります。

また、職員の職務遂行意欲を喚起するため、勤務成績を人事・給与に反映させる人事制度を構築するとともに、手当の総点検を含む給与の適正化を推進します。更に、職員の政策形成能力の向上を図るため、総合計画、予算、決算が有機的に連携する行政評価制度を構築するとともに、職員研修の充実を図り、職員一人ひとりの質的向上をめざします。

(3) 財政の健全化

持続可能な行財政運営のためには、財政の健全化が必要であり、歳出の抑制とともに歳入の確保が不可欠であります。

まず、合併協議において、合併後に調整するとされた事務事業385項目、補助金128項目については、可能な限り前倒しで再編・整理を図ります。

特に、特定の事業や各種団体の運営補助金などの調整については、支給率の高い補助金に合わせると、これまで補助を受けていない、又は、定額の補助で自立的に運営されてきた事業等に対し税金を投入す

ることとなり、補助金支出の趣旨に反することとなるので十分留意の上調整することが必要です。

また、経常的経費の削減に加え、投資的経費の徹底的な重点化による抑制をはじめ、公営企業や第三セクター (*6) の経営健全化計画の策定など経営の安定化に向けた取り組みを実施します。

次に、歳入については、滞納整理を強化するとともに、滞納者への行政サービス制限 (*7) を強化するほか、受益と負担の適正化を確保するため、使用料・手数料の見直しを行うとともに、未利用財産については、処分や貸付けにより財源の確保を図ります。また、新たな財源確保策として、市の広報物やホームページ等への広告掲載を実施します。

(4) 成果志向の行政経営

健全な財政運営を進めるため、財政規模を抑制した中期財政計画を策定するとともに、連結バランスシートを作成し、市全体の資産と負債をわかりやすく示します。また、目的・成果の達成度を評価する行政評価システムを構築し、決算及び成果を重視した予算編成を行います。

なお、中長期的な視点として、広域行政のあり方・あるべき姿についても健全な財政運営及び成果志向の観点から再検討することとします。

また、本大綱の進行管理を図るため、(仮称)行政経営委員会を設置し、市民の視点での行政評価を実施することとし、総合計画策定後は、実施計画の進行管理とあわせ、総合的な評価を実施します。

(5) 顧客志向と説明責任

市民との協働の拡充に向け、市民と行政の情報の共有化を推進するため、広報誌やホームページの積極的な活用を図り、行政運営の透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たします。また、苦情・意見

第三セクター (*6)

市が出資又は出え
んする商法・民法法人
等

行政サービス制限 (*7)

市税等の滞納者に
対し、一部の行政サー
ビスを制限する制度

等の適切・迅速に処理するとともに、市民の声を行政サービスの向上や改善に役立てます。

なお、限られた財源で、重点化する施策を選択するためには、納税者である市民の満足度（必要度）の把握が必要であり、その把握・反映方法についても、総合計画の進行管理の一環として検討していきます。

（６）関係団体への要請

行財政基盤をできるだけ早期に強化するため、石巻地区広域行政事務組合、石巻地方広域水道企業団、公立深谷病院組合及び河南地区衛生処理組合においても、本市に歩調を合わせ徹底した行財政改革を実施するよう要請していきます。

「市民と協働の自治体経営」をめざして

3 改革体系

施策の目的	施策の概要
A 公から民への施策転換	1 既存施設の統廃合・民間譲渡・廃止 2 指定管理者制度の活用 3 民間委託及び「(仮称)市民パートナー制度」の推進
B 定員削減と職員の意識改革	4 職員定数適正化計画の策定 5 能力と成果を重視した人事・給与制度の確立 6 手当の総点検を含む給与の適正化 7 スリムな行政組織への再編
C 財政の健全化	8 事務事業の再編・整理、廃止・統合 9 滞納整理の強化と行政サービス制限 10 使用料・手数料の見直し 11 未利用財産の処分等による財源確保 12 病院事業の経営安定化 13 第三セクターの見直し
D 成果志向の行政経営	14 行政評価制度の構築 15 中期財政計画の策定と目標設定 16 予算編成過程の見直し(行政評価システム) 17 (仮称)行政経営委員会の設置と進行管理
E 市民満足度の向上(顧客志向)と説明責任	18 苦情・意見等の適切・迅速な処理(蓄積)と公表 19 市民(施策)満足度の把握